

独立行政法人国立美術館職員早期退職規則

平成 18 年 3 月 31 日

国立美術館規則第 24 号

(目的及び実施)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立美術館職員就業規則（平成 18 年国立美術館規則第 16 号。以下「就業規則」という。）第 19 条の規定に基づき、職員が自らの意思により就業規則第 18 条に定める定年によって退職する日の前に、第 5 条に定める退職手当の支給を受けて退職できる制度（以下「早期退職制度」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の早期退職制度の実施に関しては、次の各号のいずれかの募集を行うものとする。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、第 3 条に規定する退職の日（以下「退職の日」という。）において定められているその者に係る定年から 15 年を減じた年齢以上の職員を対象として行う募集

(2) 組織の改廃又は事業場並びに施設の移転を円滑に実施することを目的として、当該組織又は事業場若しくは施設に所属する職員を対象として行う募集

(早期退職の要件)

第 2 条 職員は、退職の日に係る募集（以下「募集」という。）に応じて申出を行い、第 4 条の 2 第 1 項の規定による認定を受けることにより早期退職することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員は除く。

(1) 退職の日における国立美術館の職員としての在職期間（独立行政法人となる前の各国立の美術館職員の職員としての在職期間を含む。）が 5 年以下の者

(2) 本美術館の役員となるために退職する者

(3) 退職の日までに定年に達する者

(4) 就業規則第 39 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下「懲戒処分」という。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 前条第 2 項第 2 号の募集にあつては、前項第 1 号及び第 2 号の規定は適用しない。

(退職の日)

第 3 条 早期退職制度による退職の日は、3 月、6 月、9 月又は 12 月のいずれかの月の末日とする。ただし、第 1 条第 2 項第 2 号の場合にあつては、これと異なる日とすることができる。

(申出の方法等)

第 4 条 早期退職制度により退職を希望する職員は、別に指定する募集の期間内に所属の館長（独立行政法人国立美術館組織規則（平成 13 年国立美術館規則第 1 号）第 8 条で定める館の長をいう。）に対しその旨を申し出なければならない。

2 前項の申出は、次条による認定の通知を受けるまでの間に限り、撤回することができる。

(早期退職の認定)

第 4 条の 2 前条第 1 項の規定による申出があつた場合は、申し出た職員（以下「申出者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、早期退職制度により退職すること

ができる旨の認定をするものとする。

- (1) 募集実施要項又は第2条の規定に適合しない場合
- (2) 申出後に懲戒処分を受けた場合
- (3) 前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の申出者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他申出者に対し認定を行うことが社会通念上不適切と認める場合
- (4) 申出者を引き続き業務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

2 前項の認定は、退職の日の30日前までに所属の館長を通じて申出者に書面により通知するものとする。

3 認定を受けた申出者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

- (1) 独立行政法人国立美術館職員退職手当規則（平成18年国立美術館規則第20号。以下「退職手当規則」という。）第14条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 退職手当規則第9条第6項及び第10条第4項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
- (3) 退職の日の前までに退職し、又は退職の日に退職しなかったとき。
- (4) 懲戒処分（就業規則第39条に規定する懲戒解雇を除く。）を受けたとき。
（退職手当の特例）

第5条 早期退職制度により退職した職員に対する退職手当の支給額は、退職手当規則第7条の規定によるものとする。

（雇用の制限）

第6条 早期退職制度により退職した者は、再び職員となることはできない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月31日 国立美術館規則第12号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。